捕獲器の貸出について

捕獲については、**農作物被害・生活環境被害の防止目的**で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第９条の許可に基づくものです。捕獲器及び捕獲した動物の取り扱いに際しては危険を伴いますので下記の点に十分注意してください。

◎駆除対象の動物

アライグマ　・ハクビシン・　ヌートリア

※駆除対象でない動物（猫、タヌキ等）が誤って捕獲された場合には、その場所で放してください。※犬が捕まった場合は瀬戸市役所環境課まで連絡をおねがいします。

◎設置について

・アライグマ等の動物は雑食性で、エサの種類は問いません。
（パン、ちくわ、ウインナー、バナナ等のフルーツ、菓子類など）
・ご自身の所有地内のみ設置可能です。
・捕獲器は、安定した転倒しない場所であるか、捕獲器に子供が近付くことはないか、捕獲器周辺に壊れやすいものがないかなど、十分に確認し、動物の侵入経路上に設置してください。
ベランダや狭い通路等、動物が捕獲された際に移動が難しい場所への設置はおやめください。
・捕獲器はふたがバネで勢いよく閉まる仕組みです。ふたが閉まる際の反動で器具の一部が外れケガをする可能性がありますので、十分気を付けてご使用ください。
・夜間に捕獲されることが多いため、毎朝の巡回をおねがいします。

◎捕獲されたら

・駆除対象動物が捕獲されたら下記時間帯に連絡をおねがいします。
委託先が駆除、回収にうかがいます。

> 月曜日～金曜日（９：００～１６：００）土日祝日閉庁
> 環境課　衛生係（℡０５６１－８８－２６６１）
> **※捕獲した日が閉庁している場合は、翌開庁日時に連絡をおねがいします。**

・動物が逃げないように捕獲器入り口付近にレンガやブロック等を置いてください。
その際には動物が捕獲器の中から爪を出すことがありますので、ケガ防止のため革手袋等を着用してください。また、ダニや寄生虫、その他病原菌を保有していることが考えられるため、接触や糞の始末の後は必ず十分な手洗いや消毒を行ってください。
・咬傷や掻傷を受けた場合は速やかに消毒をし、必要に応じて医師の診察を受けるなど適切な措置を行ってください。

◎返却について

・借用期間は 60 日間ですが、捕獲状況や在庫の状況によって早めに返却をお願いすることがありますのでご了承ください。（借用は１か月延長可能です。ご希望の場合は返却期限までに環境課衛生係へ連絡をおねがいします。）
・貸出しを行った場所（申込書裏面地図参照）へ返却をおねがいします。職員が受取りの確認にうかがいますので、貸出場所より環境課衛生係までご連絡ください。

瀬戸市役所　環境課　衛生係　電話８８－２６６１（直通）